

第12回 TC フォーラム政策勉強会報告(2021 年11月29日開催)メモ

## 第12回 TC フォーラム政策勉強会報告メモ

2021年11月29日開催(報告日:2021 年12月1日)

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム®

益子良一/石村耕治

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラムは、今後の運営方針や運動の方向性などをさぐるために、役員や事務局員を中心とした政策勉強会を開催しております。

コロナ禍で、リアルの勉強会を持つことは難しい常態にあります。そこで、Zoomの配信ツールを使ってオンラインの形で勉強会を開催しております。第 8 回政策勉強会からは、一般会員も参加ができます。希望者は、事務局(info@tc-forum.net)へメールで申し込んでください。

次回(13回)政策勉強会アナウンスメント

[2021 年12月22日(水)午後 3:00~5:00 Zoom によるオンライン開催]

## 第13回 22年度税制改正大綱を読む

報告者 岡田俊明  
(TC フォーラム運営委員/税理士)

### ◎2021年第12回運営会議の開催(議事録)

- ・ 2021年第12回政策勉強会「電子申告とは何か」の後、運営会議が PM 5:00頃から開催された。運営会議では、平石事務局長から、パンフ「納税者支援調整官を使いこなそう」の頒布状況の報告および頒布計画について報告が行われた。事務局長と益子共同代表が各種団地と協議し、有償頒布先を広げる旨のアナウンスメントがあり了承された。平石事務局長には、このパンフの発行に関し多大なご尽力をいただいた。運営委員一同、ここからお礼申しあげる。
- ・ 次いで、パンフ「質問応答記録書とは何か」の作成について、WGの座長を務める益子共同代表から、発言があった。WGは運営会議のメンバーにたたき台を提示しコメントを求め、コメントに従い必要な修正を行い、最終案をまとめた旨報告があった。その後、WGの委員を務めた石村共同代表から、追加的説明があった。パンフのなかでの言い回しや文章構成などについては、書き手の好みもあることから、明らかに誤りの表記は別として、できる

- だけWGのたたき台の表現を尊重してもらいたい旨のお願いがあり、最終案は了承された。
- ・ 次いで、パンフ作成について話し合われた。その結果、益子座長が、パンフの作成・デザイン、コスト計算などを含め、パンフ作成業者とキャッチボールをし、責任をもって作成作業を進めることが了承された。今後、パンフ原案が出てきた段階で、運営会議メンバーから意見を徴収し、できるだけ速やかに刊行することになった。
  - ・ 次回、2021年第13回TCフォーラム政策勉強会のテーマについて検討が行われた。話し合いの結果、岡田運営委員に「22年度税制改正大綱を読む」のテーマで報告いただくことになった。日時は12月22日(水)PM3:00~5:00までで、お話しいただく。今回第12回政策勉強会は22年1月1日施行の電帳法と23年10月施行の新消費税法に基づく電子インボイスの導入という重要なテーマであった。しかし、時間不足であった。次回第13回のテーマも重要である。そこで、2時間を確保することになった。このため、運営会議はPM5:00から開催されることになった。
  - ・ TCフォーラムは、今後の政策的なテーマ(中期)の1つとして、「税理士監理官」について調査を進めていくことになった。監理官の行動指針(倫理基準)、コンプライアンス(法令遵守)、ガバナンス、アカウントビリティ(説明責任)、透明性の確立に向けて、動態調査し報告をまとめることになった。TCフォーラムに「税理士監理官調査WG」(仮称)を立ち上げ、メンバーは、岡田、益子、石村で検討を進めていくことになった。運営会議で同意が得られれば、税理士制度に詳しい本会会員の菊池税理士にも加わってもらう方向で検討したい。来春の確定申告期が終わった後から調査研究を開始し、5月の連休明けくらいまでに報告書をまとめる方向で作業を進めたい。

(第12回) 勉強会アナウンスメント

[2021年11月29日(月)午後3:00~5:00 Zoomによるオンライン開催]

## 第12回「電子インボイス」とは何か

～電子インボイスは商取引の国家監視が狙い

～EUなどでの電子インボイスの危険な使われ方を検証する

報告者 **石村 耕治**

(TCフォーラム共同代表/白鷗大学名誉教授)

### 報告レジメ・資料<<コンテンツ>>

- はじめに～改正電帳法と電子インボイスの落とし穴
- ◆わが国での消費税インボイス(税額票)方式移行までの推移
- ◆日税連のデジタル化、「電子インボイス」へのスタンスを深読みする
- ◆適格請求書等保存方式への移行と電子インボイスの落とし穴
- ◆消費税の「登録番号」の危険な使われ方
- ◆22年1月施行の電子帳簿保存法(電帳法)改正のポイント
- (1)そもそも電帳法とは何か

- (2) 改正電帳法のポイント
- (3) 電子帳簿等の保存区分ごとの改正点の解説
- (4) 個別税法上の帳簿等の保存義務・義務違反への制裁のポイント
- (5) 改正電帳法と事業者のリスク負担
- (6) 小括: 零細事業者の生存権をむしばむ改正電帳法と電子インボイス
  - ◆電子インボイス、「ペパル」とは何か
  - ◆電子インボイスを翼賛的に推進する団体「エイパ」とは
  - ◆「電子インボイスで中小事業者の事務負担が減る」は本当か？
  - ◆電子インボイスの真の狙いは「商取引のデジタル国家監視」
  - ◆電子インボイスの危険な使われ方をグローバルに点検する
    - ～商取引/事業者のオンライン/ネットワーク国家監視の実情
- (1) イタリア (2) フランス (3) スペイン (4) ドイツ
- (5) イギリス (6) ポーランド (7) 韓国
- むすびにかえて～狙いは記入済み電子消費税申告制度の導入

### 《石村報告のまとめ》 評者: 益子良一

- ・ 2021年度第12回政策勉強会は、11月29日(月)午後3:00～開催された。
- ・ 今回の勉強会で、石村共同代表は、中小・零細事業者の落とし穴にもなりかねない22年1月1日施行の改正電帳法、そこに盛られた「電子データの電子保存の義務化」を含め、23年10月1日施行の新消費税法に基づく消費税/付加価値税のインボイス(税額票)方式への転換や「電子インボイス」の導入について検証された。EUをはじめとした世界の「電子インボイスの危険な使われ方」の実情についても、各国の法制を深読みされた。

### ◆日税連のデジタル化、電子インボイスへのスタンスを深読みする

- ・ 石村代表は、日税連が、2021年6月に出した「税理士法に関する改正要望書」のなかで、遅々としてデジタル化が進まない税理士界の実情を懸念してか、ICT(情報通信技術)化の流れに遅れまいと前のめりになっていることが気になる、と指摘された。
- ・ とりわけ、日税連は、2022(令和4)年度税制改正の関する建議書で、「簡易で安価な電子インボイス制度が整備されるなど中小企業者に対する負担軽減措置が講じられるまでの間は、導入を延期すべきである。」とし、従来からのインボイス方式の導入に対する考え方を換え、「電子インボイス」に対する積極的姿勢をみせた旨指摘された。

### ◆適格請求書等保存方式への移行と電子インボイスの落とし穴

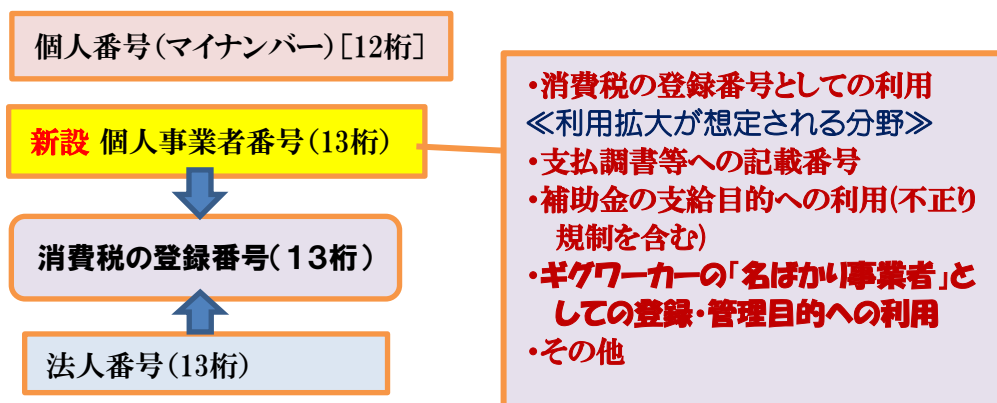
- ・ 石村代表は、多くの事業者やその税務支援を行っている税理士は、インボイス方式への変更に対応するためには、免税事業者も課税事業者になれば大丈夫ではないか、考えてきたと思うが、認識が甘いのではないかと指摘された。なぜならば、消費税は、23年10月から適格請求書等保存(インボイス)方式に移行するが、同じ時期に政府は電子インボイスを導入するからだという。電子インボイスに対応できるかどうかも重い課題であると指摘された。事業者の取引相手が電子インボイスを導入すると、電子インボイスを受け取った事業者も、電子インボイスを導入しないと取引の継続が難しくなるからだという。
- ・ 確かに、新たな適格請求書発行事業者登録制度(インボイス方式)のもとでは、仕入税額控除を受けるには、発行側も受領側も、原則として、基準期間中、電子インボイスを電子保存する義務が生じる。

- ・このため、電子インボイス制度を採用する事業者と取引をする事業者は、仕入税額控除を受けるには、税務会計業務をデジタル化し、電子帳簿を導入せざるを得なくなる。
- ・石村代表は、消費税の電子インボイスの場合、消費税30条「第7項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類及び電磁的記録(電子データ)をいう。」(新消費税法 30条9項)としており、電子インボイスについても、その電子データ保存が仕入税額控除の要件とされている旨指摘された。なお、消費税法30条7項は仕入税額控除否認規定であることを忘れてはならない。
- ・ただ、取引先から電子インボイスを受け取った事業者が、それを紙(文書)にして保存した場合、仕入税額控除ができないのかという、そうでもない。23年10月にインボイス方式に転換したとたんに紙対応はダメという中小零細事業者にはショックが大きいだろうということで、消費税法施行規則という行政のお情け(省令)で、宥恕措置が設けられているからだ。具体的には、次のように規定して、電子データの保存ではなく、「出力して書面(紙)で保存する例外措置」(改正消費税法施行規則15条の5第2項)を認めている。ただ、消費税法ではなく、省令(施行規則)レベルでお情けを認めており、いつまでこの紙対応特例が認められるのかは定かではない。また、企業側にとってみれば、法制度ごとに電子取引の保存方法を分ける運用は現実的ではないので、電子保存に一本化せざるを得なくなったのではないかと、とも指摘をされた。石村代表は、「電子インボイスの電子データ保存の義務化」は、デジタルデバイド(情報技術格差)の著しい中小・零細事業者の仕事とくらしの継続を難しくするが、デジタルファーストの掛け声のもと、政府や税務当局がこのお情けをストップさせるかもしれないので警戒が必要だと指摘された。
- ・いずれにしろ、石村代表は、前段階控除型の付加価値税である消費税における「仕入税額控除は、事業納税者の権利(the right to deduct input tax)」であることから、この権利がデジタル化でむしばまれることがあってはならない、と警鐘を鳴らした。
- ・石村代表は指摘する。電子インボイスに対応でき電子保存できない事業者は、電子インボイス関連取引について仕入税額控除が難しくなることは、とりわけ零細事業者の“営業の自由”や“生存権”に大きなインパクトを与えると。

## ◆消費税の「登録番号」の危険な使われ方

- ・インボイス方式への転換に伴い、個人向けの消費税登録番号、つまり「個人事業主番号」が導入される。今年10月から受付がはじまった。しかし、政府は、すでに利用目的を拡大する方向だという。

### ●新設の登録番号(個人事業者番号)の所在



- ・ 確かに、現在、個人事業主は、自分の個人番号(マイナンバー)を支払調書などさまざまな税務文書に記載している。これは、プライバシー保護の面からも野蛮だ。まさか、事業者のマイナンバーをインボイスに登録番号として記載、流通させるわけにはいかない。
- ・ そこで新たにつくられたのが13桁の事業者登録番号なわけである。この番号は公開して使うことになる。
- ・ 政府はこの番号の多目的利用を考えているようである。ウーバーイーツや出前館のような食事宅配をするギグワーカー/フリーターなどにも、この事業者番号の取得をすすめようとしているという。
- ・ 現在、こうしたスマホのアプリを使って仕事を得ている「雇用類似の働き方をする人たち」は、雇用契約に基づく給与所得者なのか、請負契約に基づく「名ばかり事業者」なのか大きな社会問題となっている。雇用契約に基づく給与所得者だとすると、ウーバーイーツのようなIT企業は各種社会保険に加入させないといけな。ところが、名ばかり事業者だと、こうした保険加入は要らなくなる。
- ・ 石村代表は、ウーバーイーツのようなIT企業やこうした企業とタイアップした行政は、ギグワーカーに事業者番号の取得を勧奨し、安く使える労働力を確保できると読んでいるくらいがある旨指摘する。まさに、事業者番号の危険な使われ方の一例といえる。
- ・ ただ、石村代表いわく、ギグワーカーである食事配達員の方にも問題があると。現在のような請負契約の方が気楽で、なまじ争うと現在の仕事を失うおそれもあることから、雇用契約だと主張するのを躊躇する人も少なくないという。
- ・ 自由法曹団などが企画したオンラインシンポで講師と話してくれと声がかかったが、「社会保険への加入などよりも仕事があることの方が大事」という人たちとそうでない人たちと対立が激しく、石村代表の方からレクチャーをするのを断ったという。事なかれ主義が蔓延している実情がすけてみえてくるような話である。
- ・ 登録番号、とりわけ個人事業者の登録番号(T123456790123)は、最低限事業者の氏名または名称は、インターネットで公開することになっている。

### ● 国税庁 適格請求書発行事業者サイト

**【TOP画面】**

**【検索結果画面】**

- ・「本店または主たる事務所の所在地」や「主たる屋号」は、申請者の希望で、公開しなくともよいことになっている。しかし、ネット検索などにより個人事業者住所などを突き止めることも可能である。当然、人格権(プライバシー権)の侵害につながるおそれもある。
- ・石村代表は、政府による個人事業者番号(登録番号)の危険なエスカレート利用に注意を怠ってはならないと警鐘を鳴らした。

### ◆22年1月施行の電子帳簿保存法(電帳法)改正のポイント

- ・2021年改正電子帳簿保存法(以下「改正電帳法」)は、2022年1月1日に施行される。しかし、今の段階にいたっても、電帳法の知識が限りなくゼロの事業者や税理士も少なくないにも事実である。そこで、石村代表は、電帳法イロハから説明された。
- ・石村代表は、まず、電帳法で電子保存の対象となる帳簿・書類の電子データ(電磁的記録)による保存方法を、大きく次の3つに区分して、それぞれの保存要件を定めていることを知って欲しい、指摘された。

#### ●電帳法で電子保存対象となる帳簿・書類とは

##### ① 電子的に作成した帳簿書類の電子保存

事業者自身が、会計ソフト等で電子的に作成した帳簿、電子的に作成した国税関係書類  
 ≪システムで一貫して作成・電子保存≫

##### ② 紙で授受した書類のスキナ保存

取引先から紙で受け取る書類  
 ≪スキナで画像データ化し電子保存≫

##### ③ 電子取引で授受した電子データの保存

事業者や取引先が電子的に授受する書類  
 ≪電子取引データの電子保存≫ (22.1.1から義務化)

法4条1項	法4条2項		法4条3項	法7条
国税関係帳簿	国税関係書類			電子取引
	決算関係書類	取引関係書類		電子メール Web取引 EDI取引
		自己作成書類の写し等	相手方から受領した紙書類	電子授受書類
出納帳 仕訳帳 総勘定元帳 補助簿 その他	貸借対照表 損益計算書 棚卸表 他の決算書類	注文書(控) 契約書(控) 請求書(控) 領収書(控) 見積書(控) その他	注文書 契約書 請求書 領収書 見積書 その他	注文書 契約書 請求書 領収書 見積書 その他
①システムで一貫して電子保存(事業者自身が発行する文書に限定)		②紙はスキナして電子保存		③電子授受したものは電子保存が義務

- ・そのうえで、①～③に関する電子帳簿保存のシステム要件のあらましを説明された。

- ・ 電子帳簿等の保存区分ごとの改正点のポイントをまとめてみると、次のとおりである。

### ●改正電帳法のポイント

<b>①電子的に作成した国税関係帳簿書類の電子データ保存</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税務署長の事前承認は廃止</li> <li>・ 従来の要件を充たす帳簿を「優良な電子帳簿」として過少申告加算税を軽減される。</li> <li>・ 要件を緩和した簡易な電子的保存(「それ以外(普通)の電子帳簿」)を創設される。ただし、一定の場合には税務職員からのデータのダウンロードの求めに応じる必要がある。</li> </ul>
<b>②紙で授受した書類のスキャナ保存</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税務署長の事前承認は廃止</li> <li>・ タイムスタンプ要件等は緩和される。ただし、一定の場合に税務職員からのデータのダウンロードの求めに応じる必要がある。</li> <li>・ 不正があった場合の重加算税の加重措置が適用される。</li> </ul>
<b>③電子取引で授受した電子データの保存</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイムスタンプ要件等は緩和される。ただし、一定の場合に税務職員からのデータのダウンロードの求めに応じる必要がある。</li> <li>・ 電子データの紙面出力による保存を廃止。つまり、電子データについては電子保存を義務化される。</li> <li>・ 不正があった場合の重加算税の加重措置が適用される。</li> </ul>

- ・ 以上のような改正点を踏まえて、石村代表は、企業規模を問わず電子取引の電子データ保存義務化は、電子データ保存をする企業と取引をする事業者も、帳簿・書類などの電子化が早急の課題となってきている、と指摘された。
- ・ ①や②では、事業者は、23年1月1日以降も、紙保存が可能である。しかし、③については、電子データ保存が義務化される。言いかえると、所得税や法人税上の帳簿・書類の保存義務を問われる可能性が出てくる。
- ・ 最近、関与先の事業者から指摘されてはじめて改正電帳法の重さに気づいた税理士も少なくないと聞く。そこで、国税庁も、つい最近(21年11月に)、改正電帳法にしっかり対応ができていない専門職や事業者向けの改正電帳法に関するQ&A『問い合わせの多いご質問(令和3年11月)』をHPにアップしている。<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021010-200.pdf>
- ・ しかし、石村代表は、そもそも、「タイムスタンプ」、「クラウド保存」、「ダウンロード」といった言葉自体を理解できない税理士や事業者もあり、このQ&Aを読んでも理解できないのではないかと指摘された。
- ・ すでにふれた消費税の仕入控除に適格請求書等保存(インボイス/税額票)方式、とりわけ「電子インボイス」、の導入・義務化も視野に入れて考えると、中小・零細事業者にも及ぼす影響は極めて大きいといえる。
- ・ 事業者や税理士などで、②や③では、「タイムスタンプ」、「クラウド保存」とかの言葉がわからない人も少なくない。そこで、石村代表の報告レジメから引用して、以下に掲げておく。

### 【コラム】タイムスタンプとは何か

「タイムスタンプ」とは、ある時刻にその電子データが存在していたことと、それ以降改ざんされていないことを証明する電子技術です。タイムスタンプに記載されている情報とオリジナルの電子データから得られる情報を比較することで、タイムスタンプの付された時刻から改ざんされていないことを確実に確認することができます。

保存義務者である事業者は、紙の文書の②「スキャナ保存」する場合には、原則としてタイムスタンプ要件が課されます。なお、電帳法というタイムスタンプは、(一財)日本データ通信協会の認定を受けたものに限定されます。タイムスタンプは、個人事業者にはなじみが薄いと思います。しかし、個人事業主でも、電帳法に基づくスキャナ保存をするには、有料のタイムスタンプを購入しないといけません。中小・零細事業者にはかなりの負担になると思います。事業者が、②「スキャナ保存」をする場合で、タイムスタンプ不要としたいときには、施行規則や基本通達では、「クラウドサービス・クラウド会計・クラウドサーバ保存」のような「訂正または削除を行った事実および内容を確認できるシステム」を代わりに使うように推奨しています。この代替案も、中小・零細事業者には金食い虫のようにみえます。

②「スキャナ保存」に加え、後述③「電子取引のデータ保存」、つまり事業者が取引先から電子的に受け取った電契約書や請求書のデータ保存についても、タイムスタンプを付す保存方法が推奨されています。しかし、③「電子取引のデータ保存」では、タイムスタンプよりも、電子署名の方が重要になります。

ちなみに、改正前の電帳法では、②「スキャナ保存」の場合も、タイムスタンプと電子署名の双方が必要でしたが、改正後は、電子署名は必須ではありません。

- 石村代表がすでにふれているように、③事業者が取引相手から電子データで受け取ったものは、原則電子データでの保存が義務化されているが、消費税については、消費税法施行規則という行政のお情け(省令)で、宥恕措置が設けられている。具体的には、次のように規定して、電子データの保存ではなく、「出力して書面(紙)で保存する例外措置」(改正消費税法施行規則15条の5第2項)を認めている。

#### ●電子インボイスを出力して書面(紙)で保存する例外措置の定め(施行規則)

[略]電磁的記録[電子データ]を保存する事業者は、当該電磁的記録[電子データ]を出力することにより作成した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。)を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、同項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

- この結果、所得税や法人税に適用ある電帳法と、消費税法との間で齟齬が生じている。

#### ●零細事業者に危ない2大デジタル化策の落とし穴

取引相手が電子取引だと取引情報を紙では保存できない！  
税法上の保存義務を充たした帳簿書類としては扱われない！

零細事業者

取引相手が電子インボイスでも、自分は、紙で保存しても、まだ、仕入税額控除はできる！



- ・ただ、消費税本法ではなく、省令(施行規則)レベルでお情けを認めており、いつまでこの紙対応特例が認められるのかは定かではない。

### ●電子インボイスと電帳法の扱いを比べる

今のところ、**新**消費税法施行規則で、「電子インボイス」についてはそれを受け取った事業者が、電子データではなく、「書面(紙)」で保存しても、仕入税額控除を認めるとする特例がある。

この特別扱いは永続するの??

インボイス方式転換への反対論を封じるための「アメ」ではないか??

- ①電子インボイスを導入している企業/事業者と取引する事業者は、遅かれ早かれ電子インボイス制度を導入せざるを得なくなるのではないか??
- ②いずれは、電帳法(新電帳法7条)と同じく、電子インボイスを受け取った事業者は電子データ保存が義務化される。書面(紙)保存では仕入税額控除は認めない、となるのではないか?

### ◆改正電帳法と事業者のリスク負担

- ・事業者が、改正電帳法に基づく帳簿書類の電子保存を選択し、その後に電帳法の電子保存要件や個別税法上の帳簿書類の保存要件を充たしていないと税務署に判断されたとする。
- ・この場合に事業者が連鎖的に負う最も大きなリスクは、おおまかに言えば、①青色申告の承認取消しのリスクと②仕入税額控除否認のリスクである。いずれも、事業者の事業継続に重大な影響を及ぼす。
- ・石村代表は、今後、システム要件違反もさることながら、事業者が、電子データの提示または提出を拒否する場合に、とりわけ、こうしたリスクが負う可能性が高まると予想される、と指摘された。
- ・石村代表の報告内容は盛りだくさんである。ここのところで、1時間半の持ち時間が過ぎてしまった。しかし、参加者に報告継続の諾否を求めたところ、継続を求める声が多数であることから、報告時間が延長された。

### ◆電子インボイス、「ペポル」とは何か

- ・「電子インボイス(e-invoice)」は、「紙のインボイスを電子データにして流通させるだけ」という認識の人も多いはずだ。しかし、石村代表は、電子インボイスは、「商取引の国家監視」が真の狙いである旨指摘された。そのうえで「電子インボイスの危ない使われ方」の構図やEUや韓国などにおける国別分析に入った。

- 消費税/付加価値税(VAT)の対象となる基本的な取引類型は、次のとおりである。

●付加価値税(VAT)/消費税の対象となる基本的な取引類型

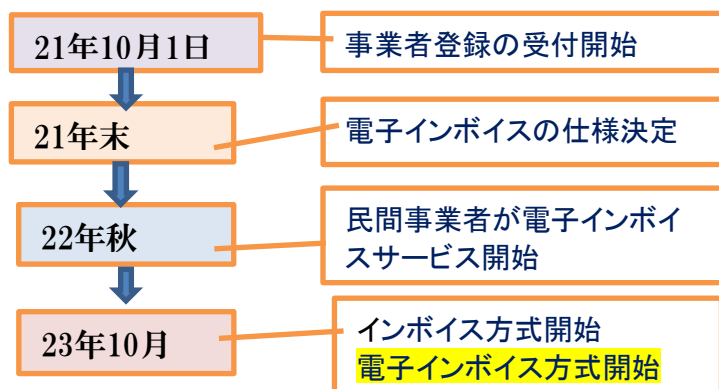
- ①BtoG (Business to Government) 事業者と政府取引[政府公共調達]
- ②BtoB (Business to Business) 事業者間取引
- ③BtoC (Business to Consumer) 事業者と最終消費者間取引
- ④CtoC (Consumer to Consumer) 消費者間取引

- EU(欧州連合)加盟国や韓国をはじめとしたインボイス(税額票)方式の付加価値税(VAT,GAT)を導入する諸国で広く採用されてきている。これらの諸国では、当初、政府が民間からモノやサービスを購入する取引/①政府公共調達(BtoG)をする際に事業者に電子インボイスを使うように求めた。その際の統一規格として採用されているのが「ペポル(PEPPOL=Pan-European Public Procurement Online)」だ、という。
- ペポルは、その後、②事業者と事業者との間の取引(BtoB)に広く採用されている。ペポルは、EDI(電子データ交換)の際の国際的な規格づくりをしている非営利団体である。
- ペポルは、近年、②事業者と事業者との間の取引(BtoB)における付加価値税(VAT)の課税漏れ(tax gap)防止のための「継続的取引監視(CTC=Continuous Transaction Controls)」のツール(道具)をつくることも重要な使命の一つとしているという。

◆電子インボイスを翼賛的に推進する団体「エイパ」とは

- 電子インボイスの導入を23年10月のインボイス方式への転換の時期に合わせようということで、官民一体の作業をすることになった。
- 21年9月に発足したデジタル庁が音頭をとり、会計ソフト会社など約120社で構成する「電子インボイス推進協議会(エイパ/EIPA=E-Invoice Promotion Association)」が協力して電子インボイスの導入を推進することになった。「電子インボイスの規格統一」が狙いとしている。ペポル(PEPPOL)の採用を軸に、21年度中に規格を策定させる方向。9月中旬に国際的なペポルの管理団体に参加し、デジタル庁内に事務局を立ち上げた。日税連も急ぎエイパに加入した。

●電子インボイス導入プロセス



- ・ デジタル庁<sup>1</sup>は、わが国の法制度や商習慣に対応した新たな電子インボイスの仕様(日本版仕様)を選択する方向。
- ・ つまり、税込価格や1か月分の取引代金を一括請求する「月締め」(韓国なども同様)にも対応し、事業者の利便性を高めるとしている。会計ソフト企業などと協力して2022年秋のサービス提供開始を目指している。
- ・ 日本版仕様は、売り手と買い手の名称、取引年月日や取引内容などの各国共通の項目に加えて「月締め」の商習慣にも対応するのが特徴。
- ・ インボイス方式の本場である欧州では、税別表示、取引ごとに請求書を発行するのが一般的。
- ・ これに対して、日本版仕様では、税込表記、1か月分の取引の代金を一括して請求するケースも少なくない。そこで、わが国では、事業者が管理しやすいように1か月分のインボイス以外の取引文書をまとめて照会できるシステムにする方向。

### ◆「電子インボイスで中小事業者の事務負担が減る」はフェイク？

- ・ 日経新聞2021年10月11日朝刊「日本版インボイスが新仕様に：電子請求書『月締め』対応」のタイトルの記事[抜粋]では、次のように書いている。

政府は電子インボイスが普及すれば中小事業者の**新たな事務負担が発生しにくくなる**とみる。制度の意義や利便性を訴え導入を促す構えだ。政府内には免税事業者が課税事業者に転換する動きが進むことで、消費税が事業者の手元に残ったままになる「益税」問題の解決につながるとの期待もある。

- ・ しかし、石村代表は、この記事のうち、「政府は電子インボイスが普及すれば中小事業者の新たな事務負担が発生しにくくなるとみる。」の表記には、大きな疑問符がつく、と指摘された。見方によっては、フェイクともとれるという。
- ・ その理由は、中小・零細事業者が課税選択をしても、**②**事業者間(BtoB)取引では、取引先が紙のインボイスを受け付けないと、電子インボイスを採用せざるを得なくなるからだという。このことからわが国のように中小・零細事業者のデジタル化が進んでいない常態では、むしろデジタル化の初期費用がかさみ、中小事業者の負担は増大するという。
- ・ このことから、デジタル空間にオンラインの電子インボイスのプラットフォーム(仲介)サービスを提供するIT企業(デジタルプラットフォーム企業)への中小・零細事業者の支払は、確実に増大するのは避けられないと指摘する。

### ◆電子インボイスの真の狙いは「商取引のデジタル国家監視」

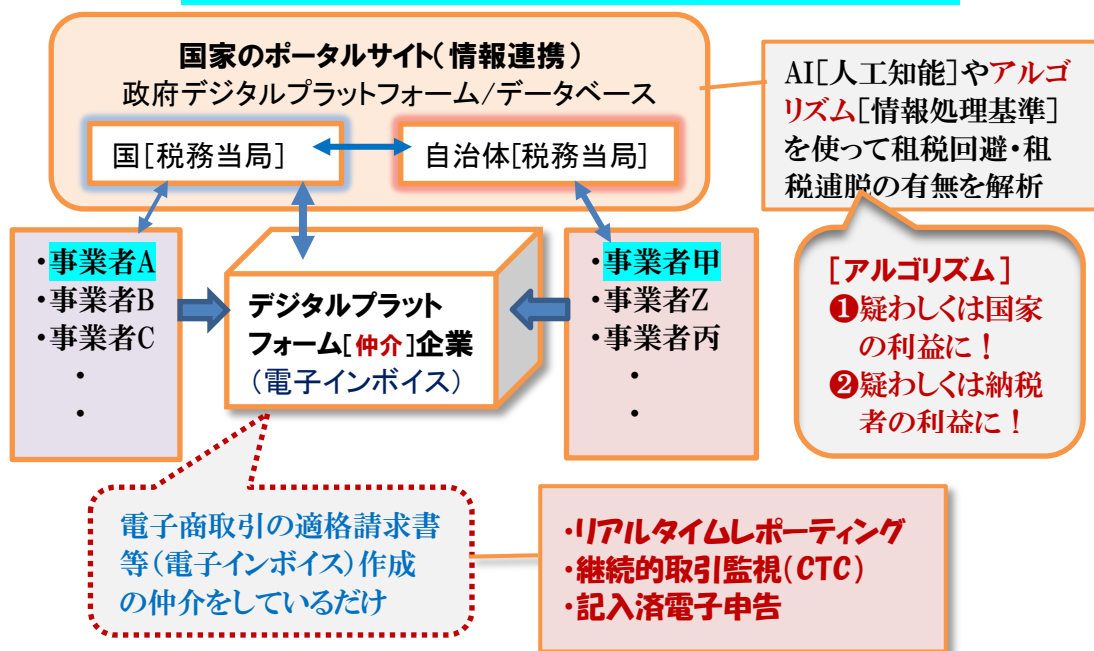
- ・ 石村代表は、電子インボイスを採用するのは、「商取引の国家監視」、「商取引のデジタル監視」が最大の狙いだと指摘された。
- ・ それは、**②**BtoB[事業者間]取引、**①**BtoG取引[事業者と政府間取引/政府公共調達]にかかる電子インボイスを仲介するデジタルプラットフォーム企業の取引情報が国家(国や自治体)、とりわけ税務当局のデータベース(ポータルサイト/政府プラットフォーム)と紐づけられ「データ監視資本主義」につながる懸念が強いからだという。
- ・ 電子インボイス制度は、紙のインボイスを電子データ化するといった単純な構想ではな

<sup>1</sup> 相互連携分野等のデジタル化 | デジタル庁 ([digital.go.jp](https://digital.go.jp))

い、という。

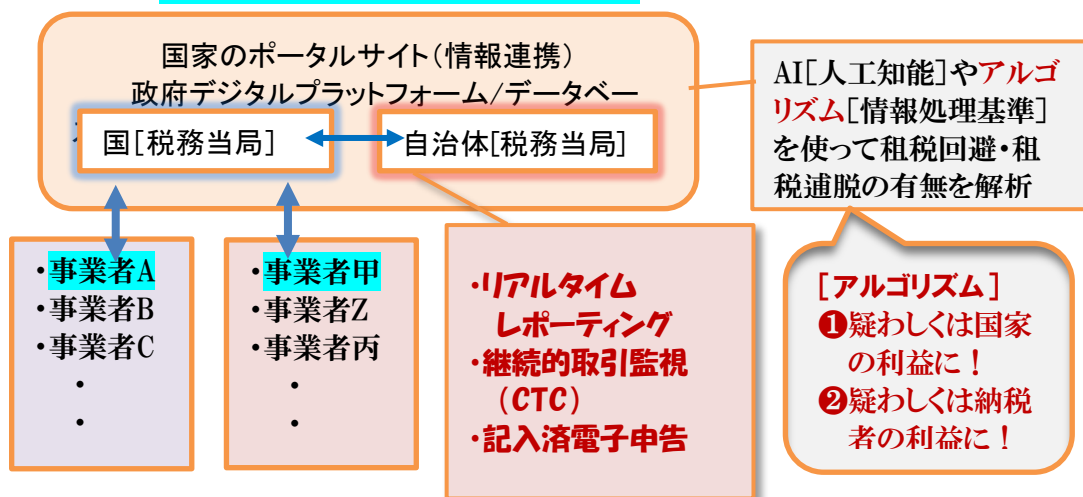
- 石村代表は、参加者の理解を深めるために、電子インボイス、デジタルプラットフォーム企業、国家ポータルサイト、AI[人工知能]、アルゴリズム[情報処理手順]などのツールやコンポーネントを使った電子インボイスデータのオンライン流通の仕組みを、次のように簡潔にイメージされた。

●①電子インボイスデータのオンライン/ネットワーク流通イメージ  
 <<民間プラットフォーム+国家プラットフォーム併用モデル>>



- この①民間プラットフォーム+国家プラットフォーム併用モデルでは、民間のデジタルプラットフォーム企業が介在する。しかし、民間のデジタルプラットフォーム企業を介在させない次のような②国家プラットフォーム直結モデルもあるという。

●②電子インボイスデータのオンライン/ネットワーク流通イメージ  
 <<国家プラットフォーム直結モデル>>



- ・ 国家のポータルサイト(電子インボイスインフラ)に直接接続する形で電子インボイスを流通(発行・受領・保存)させるモデルには、市民・納税者からの反発が強いという。しかし、ポーランドのような旧社会主義国や課税漏れで悩んでいるイタリアのように、**②国家プラットフォーム直結モデル**を採用に積極的なEU加盟国も少なくないという。
- ・ 「事業者の課税漏れは許されない」という市民納税者の意識をうまく使って、②国家プラットフォーム直結モデルに執着するUE加盟国政府もあるという。石村代表は、社会民主主義の流れが強いEU加盟国では、国家が事業者間取引データを直接管理することには必ずしも反対の意見が強くない、と指摘された。
- ・ EUでは、デジタルプラットフォームを介して電子インボイスを流通させることにより、税務当局が収集した納税者情報、取引情報危険な使われ方をおおまかにまとめてみると、次のとおり。

### ●電子インボイスの税務当局による危険な使われ方

#### ≪電子インボイス制度をツール(道具)にして、収集された税務情報の活用とは≫

##### ①税務当局による「リアルタイムレポーティング(real time reporting)」

【批判】申告納税制度のもとでは、学問上、「事前調査」(申告期限前に実施される調査)は違法と解されています。ところが、リアルタイムレポーティングの仕組みでは、実質的に“常時オンライン税務調査”も可能になります。

##### ②「継続的取引監視(CTC=Continuous Transaction Controls)」

【批判】「監視資本主義」、つまり市場主義原理のもとにある民間企業間(BtoB)取引の国家(国・自治体)によるデジタル監視システムの構築が可能になります。監視税務行政につながることは明らかです。

##### ③記入済み電子申告書にエスカレート

###### ①記入済み電子消費税[付加価値税]申告制度 (pre-filing and electronic VAT return system)」

###### ②記入済み電子所得税申告制度

###### ③記入済み電子法人税申告制度

【批判】自主申告納税制度(self-assessment system)から一種の賦課課税(official assessment system)に類似する仕組みになり、納税者は、修正を求める存在になってしまいます。申告納税制度崩壊の呼び水になることが懸念されます。

### ◆電子インボイスの危険な使われ方をグローバルに点検する

#### ～商取引/事業者のオンライン/ネットワーク国家監視の実情

- ・ 石村代表は、EUでは、付加価値税(VAT)の課税漏れ(tax gap)防止のための「継続的取引監視(CTC=Continuous Transaction Controls)」システムの導入、そのための電子インボイスの義務化(mandatory e-invoicing)に走る国が着実に増えてきている、と指摘された。
- ・ 狙いは、商取引や事業者情報のオンライン/ネットワーク国家監視の強化である。各国の税務当局が電子インボイスのネットワークと情報連携して商取引や事業者の情報を「リア

リアルタイムレポーティング (real time reporting)」できる仕組みの構築だという。

- ・ つまり、近年のデジタル技術の進歩に伴い、24時間態勢であらゆる商取引や事業者の情報収集・監視できる仕組みの構築が可能になったのである。
- ・ もちろん、可能になったとしても、やっていいことと、やってはいけないことがある。
- ・ これまでのリアル(現実空間/物理的空間/目に見える空間)の税務調査で、税務当局は、納税申告の完了を待って実施するルールになっている。申告納税制度のもとでは、学問上、「事前調査」(申告期限前に実施される調査)は違法と解されている。
- ・ ところが、電子インボイス制度を活用したリアルタイムレポーティングの仕組みでは、常時オンライン税務調査も可能になる。納税者の権利利益を護るために、オンラインの常時調査を法律上どのように規制すべきは重い課題になる。
- ・ 付加価値税(VAT)への電子インボイスの導入は、いわゆる「記入済み電子付加価値税申告制度(pre-filling and electronic VAT return system)」の呼び水にもなる。
- ・ こうした新たな制度の導入を、納税者の権利利益保護の視角から、どう評価したらよいかも厳しく問われている。

### ◆電子インボイスの使われ方を国別に点検する

- ・ 続いて、石村代表は、とりわけ②事業者間取引(BtoB)に関し、電子インボイスの使われ方について国別点検をされた。簡潔にまとめると、次のとおりである。

#### ●国別②事業者間取引(BtoB)への電子インボイスの使われ方

- |                             |
|-----------------------------|
| ①民間プラットフォーム+国家プラットフォーム併用モデル |
| フランス、ドイツ、イギリス、韓国、日本         |
| ②国家プラットフォーム直結モデル            |
| イタリア、スペイン、ポーランド             |

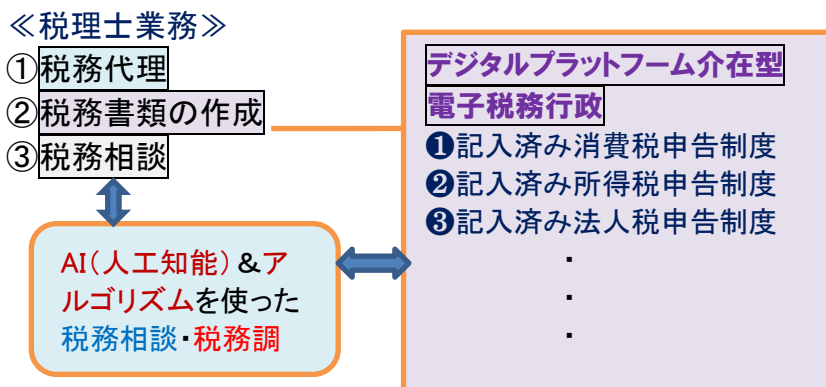
### ■むすびにかえて～問われる電子記入済み消費税申告制度！

- ・ 石村代表は、次のような言葉で、報告のむすびとされた。
- ・ わが国のビジネス市場では、中小・零細事業者が大半を占める。こうした実情を織り込んで考えると、改正電帳法による電子データの電子保存の義務化や性急な電子インボイスの導入には大きな疑問符がつく。とりわけ、デジタル化の進捗が思わしくない中小・零細事業者には、費用対効果(コストパフォーマンス)が疑わしい。経済的弱者に「やさしくない」デジタル化政策の典型である。
- ・ 22年1月1日施行の改正電帳法では、電子データの紙面出力による保存を廃止する。つまり、電子保存を義務化している。言いかえると、帳簿等の電子保存導入を望まない事業者でも、取引相手事者から電子データを受け取った場合には、そのデータを電子保存しなければならないことになる。つまり、電子データ保存は、望む、望まない、の選択ではなく、事業者に実質上義務化される。この義務を果たせない中小・零細事業者は、個別税法上の帳簿等の保存要件とぶつかる。青色申告の承認取消しのリスクや消費税の仕入税額控除否認のリスクを負担するか、事業の継続を断念するか瀬戸際経営を強いられる。
- ・ 改正電帳法ばかりではない。電子インボイスも、法制上は「任意」を装いながらも、取引相手が電子化すれば事業者はそれに対応せざるを得ない。逃げられない構図になっている。

- ・ 世界を見渡せば、付加価値税/消費税における電子インボイスの義務化(mandatory e-invoicing)に走る国が着実に増えてきている。狙いは、商取引や事業者情報のオンライン/ネットワーク国家監視の強化である。
- ・ つまり、近年のデジタル技術の進歩に伴い、24時間態勢で民間の商取引や事業者情報をコンピュータで自動収集・監視できる仕組みの構築が可能になってきたわけである。
- ・ 各国の税務当局は、市民や事業納税者から「監視税務行政NO!」と突きつけられても、動じない。むしろ、納税者のデータ監視をエスカレートさせている。政府デジタルプラットフォームを介して、電子インボイスで交わされたあらゆる商取引情報を、各事業納税者の登録番号で振り分け、電子データで「リアルタイムレポーティング(real time reporting)」してもらう仕組みや、情報連携・AI分析できるシステムの構築に手をゆるめない。各国の税務当局は、データ監視資本主義のもと、「データは税収になる」との確信を強めているからであろう。
- ・ イタリアやポーランド、韓国などが適例である。これらの国では、付加価値税の課税漏れ(tax gap)防止のための「継続的取引監視(CTC=Continuous Transaction Controls)」システムの導入、そのために電子インボイスの義務化を進めている。
- ・ どの国でも、政府や税務当局は、「徹底監視で正直な納税者を保護できるのはデジタル化の恩恵」ともてはやす。しかし、大方の事業納税者や事業納税者の税務援助を生業とする専門職は、そんなPRを信じていない。表面きって「ノー」とは言えないだけである。
- ・ 税務の専門職団体であればこそ、デジタル化の名のもとに進められるデータ監視税務行政を客観的かつ慎重に評価し、公けにするように求められる。しかし、わが国の税務専門職団体には、そうした気概が感じられない。
- ・ これまでのリアルな税務調査では、税務当局は、納税申告の完了を待って実施するルールになっている。申告納税制度のもとでは、学問上、「事前調査」(申告期限前に実施される調査)は違法と解されている。ところが、リアルタイムレポーティングの仕組みでは、実質的に“常時オンライン税務調査”も可能になる。
- ・ オンラインの常時調査を法律上どのように規制すべきは重い課題である。
- ・ とりわけ、わが国はリアル(現実空間/物理的空間/目に見える区間で)の税務行政でも、アメリカなどに比べると透明度が低い。「密室税務行政」とやゆされても仕方がない現実がある。
- ・ 法律の根拠もなく非公開の事務運営指針でおおっぴらに実施されている質問応答記録書の作成が典型である。納税者や関与税理士は悲鳴をあげているのに、税理士会や日税連は沈黙している。デジタル化された密室税務行政など国民・納税者、税務専門職は望んでいない。政府、国税庁、デジタル庁などは、デジタル税務行政の透明化策を優先して提示しないとイケない。
- ・ 付加価値税(VAT)への電子インボイスの導入は、いわゆる「記入済み電子付加価値税申告制度(pre-filling and electronic VAT return system)」導入の呼び水になるのではないかということである。
- ・ こうした新制度の導入の紐づけにつながる電子インボイス制度を、事業納税者の権利利益保護の視角から、どう評価したらよいのかが問われてくる。
- ・ 記入済み申告では、税務当局が申告内容を作成し、かつ第一次的な機械チェックを終えている。事業納税者は二次的に修正を求める存在に化してしまう。
- ・ わが国でも、税理士法を改正し、税理士の業務の1つに、税務行政書類の電子化の担い手としての規定を設ける案が浮上している。

- 日税連が、税務署のお手伝いさんとして電子インボイス制度導入に闇雲のイエスマンになっているとすれば、税理士界全体が、事業納税者から信頼を失うのではないか。納税者ファーストの視点にたつて、「電子インボイスの本質」の解析を急ぐ必要がある。

**【図表30】デジタル化・電子インボイスで問われる税理士業務**



- 確かに時代を先取りし、電子申告納税支援の担い手(e tax agent)となるのも、1つの選択ではある。
- しかし、消費税(付加価値税)のみならず、所得税や法人税でも「記入済み電子申告制度」が進展すれば、いずれは、税理士業務のうち紙での「税務書類の作成」業務は激減する。残りの「税務代理」や「税務相談」が税理士業務の中核となる。うち、「税務相談」業務については、AI(人工知能)が闊歩し出し、AI特有の不透明さ、つまり「理由はわからないけども結論はわかる」の世界へ誘い込まれるのではないか。もっとも、現在アメリカ国防総省は、回答に対する理由附記が可能なAIの開発に取り組んでいると聞かす……。
- いずれにしろ、急激にデジタル化が進展するなか、電子インボイスが目指す着地点は、「記入済み電子消費税申告」システム導入である。記入済み税金申告は進むことはあっても、止まることはないように見える。
- 今回のコロナ禍で、リアルな授業や会議などが、オンライン(ネット)でもできることがわかる。実験系・理系の大学などは生き残れるとしても、文系の大学がリアルな授業サービス提供だけで生き残れるかどうかには大きな疑問符がついている。
- 当然、税理士業務についても、情報化/デジタル化/オンライン化できる業務はリアルから大きく移行していくものと思われる。
- デジタル化についていけない守旧派の税理士の権利利益保護優先で進むべきなのか、それとも「どんとこいデジタル化」の税理士中心の組織として生存する道を選択すべきか、難しい選択が迫られているといえる。
- しかし、この問題は一人税理士界だけではなく、国民・納税者全体に問われている。
- 税理士のクライアント(関与先)もデジタル化の荒波を乗り越えようと必死である。中小・零細事業者にとり、費用体効果を無視したデジタル化のための初期投資やその後のデジタル化費用負担は重荷だからである。ITハイエナ企業の餌食になり、生業の継続が困難になることがあっても、デジタル化の恩恵にあずかれるのは一握りの事業者に限られるのではないか。
- とりわけ、中小・零細事業者のデジタル化策見直しの後押しは急を要する。税理士界(会)は、政府による過度なデジタル化策から中小・零細事業者を護る運動を展開しないとイケない、と思う。
- 中小・零細事業者に大企業と同じレベルの電子帳簿等の作成保存を求めるのは、まさに「悪平



等(vicious equality)」そのものです。悪平等を解消するため、国会は、費用対効果を考え、より現実的かつ合理的な対応策を探る必要があるのではないかと。

- ・ 税理士界(会)は、中小・零細事業者にやさしい対案を示して、中小・零細事業者とスクラムを組んで、国会に対する働きかけをしないといけない。
- ・ 「中小・零細事業者の人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされる」の指針は、ますます重要になってきている。ご清聴に感謝する。
- ・ 石村代表、時機を得たご報告にお礼申し上げます。時間も押しているので、質疑応答は1, 2問にさせていただければ幸いです。

### ●質疑応答

◀「ダウンロード」要件について質問をしたいと思います。「ダウンロードの求め」とは、税務調査の際に、調査官が求めに応じて保存媒体の提示・提出に応じられるようにしておくことまで納税者に義務づけているのでしょうか?▶

——確かに最も不透明な点の1つです。「ダウンロード」という言葉は、電帳法にははっきりした定義規定はありません。あえていえば、電子データ化された国税関係帳簿書類を税務職員の求めに応じて提示または提出できるようにしておくこと(電帳法施行規則2条2項3号等)と考えられないこともありません。ただ、国税庁がこの11月に、急遽、改正電帳法に関する「お問い合わせの多いご質問」(Q&A)を出しました。Q&A帳追1では、「保存媒体の提示・提出に応じることができるようしておくことまでは含まれていませんが、その保存媒体について、質問検査権に基づく確認の対象になる場合があります。」としています。

一方で、電帳法取扱通達 4-14【検索機能の意義】では、「電磁的記録[電子データ]の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。」と書いてあります。

◀取扱通達も、よくわからない書き方ですね。▶

——確かに、この取扱通達もわかりにくいですね。電帳法自体、もう少しわかりやすく法文を書けないかと思うくらいわかりにくいのです。国税の役人が書いたと思うのですが、税理士会も、「もう少しわかりやすく法律を仕上げたらどうか」とクレームを言った方がいいと思います。Q&Aは、本来分かりやすいはずなのですが、それが分かりにくいのです。

いずれにしろ、電子データに対する「ダウンロードの求め」は、従来からの紙中心の税務調査のルールを大きく変えるものです。今日、電子メールを含め取引先から電子取引で授受した電子データのない企業はほとんどないと思いますから。

◀税法と電子帳簿保存法の見事な見事に解き明かした、事業者や税理士に是非とも参加して欲しい報告だと思いました。電子インボイスの危険な動きもとても参考になりました。ありがとうございました。改正電帳法は、「紙は例外」という時代に備えた当局の動きをサポートする法律のように思えます。しかし、受忍義務を負えない納税者は、青色申告承認取消などにも結びつくのは酷だと思います。それから、電子インボイスについては、表面上は「紙のインボイスを電子データに変えるだけ」のようにみえるのですが、データ監視税務行政の道具なの分かりました。多くの事業者や税理士は、目を覚まさないといけない、と思いました。▶

——今回の報告では、時間がなくて十分に説明できずに申し訳ありませんでした。専税協議会主催で、2021年 12 月 16 日(木)18:30～20:30(2.0時間)に、テーマは「電子インボイスとは何か～EUなどでの電子インボイスの危険な使われ方を検証する～」で、オンラインレクチャーです。東京税理士会の認定研修ですが、誰でも無料で参加できるようです。電子インボイスはもちろんのこと、改正電帳法についてもお話します。本日の速足なレクチャーでは十分理解できなかった方は、専税のレクチャーに是非とも参加ください。

**◀歓迎します。専税の事務局アドレスは、senzei@nifty.comです。▶**

(2021年11月29日)